

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中津川市長 小栗 仁志

市町村名 (市町村コード)	中津川市 (21206)
地域名 (地域内農業集落名)	付知地域 (下浦・宮の上・大起・倉屋・寺の下・大山・広島野・大門・山本・中屋・本町・菓子上・秋津・広屋林・若宮・広野・白沢・松原・学園)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月4日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 付知町地域の農地利用は、地域内の農業を担う者が担うが、個人経営の為集積が進まない。今後は数か所にある任意営農組織の法人化による農地集積を検討していく必要がある。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 付知町地域は、水稻以外にも施設園芸や畜産が行われているが、水稻については個人農業者や任意営農組織のため広く集積することは難しい。
- 産地として確立している夏秋トマト栽培を推進していく。
- 地域内の農地は未整備地や宅地の間に点在した農地が多くあるが、水田活用を主体とする法人組織の設立を目指し、優良な農地を中心に水田の有効活用を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	207.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	206.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 区域内の農用地等面積について、数値に誤りがあり修正すること、及び、それに伴い、現状及び将来の目標とする集積率を修正することを確認した。
- 以下の農地において、農業以外の利用に供するため、地域計画区域外とすることに、農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
 - ①付知字宮島338-2 94m²
 - ②付知字宮島341-1 145m²
- 地域内の農業を担う者の属性を一部修正するとともに、面積を修正することを確認した。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・地域内優良農地の集積・集約化を進めるため、水田活用を主体とする法人組織の設立を目指す。
- ・農地中間管理機構を活用し、地域内の農業を担う者に対する集積、集約化を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・圃場整備完了地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
- ・地域内の農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて地域内の農業を担う者への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・地域内の農業を担う者のニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備の実施や用排水施設の改修を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・認定農業者や新規就農者の確保に努め、県、JA等の関係機関と連携し、相談から定着まで育成、支援を実施していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

- ・既存の受託組織や担い手への委託により合理化を図り、遊休農地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①農地所有者、耕作者、中心経営体など地域全体で侵入防止策設置や捕獲体制の構築など、地域一体となつた鳥獣害対策に取り組む。
- ③作業の省力化、効率化に向けて、スマート農業機械の導入や活用を推進していく。
- ⑦可能な限り中山間地等直接支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理を継続して取り組む。